

【改訂】

学校衛生管理マニュアルを改訂し、学校関係者の感染状況のデータやその分析結果を更新したほか、変異株に係る知見及び対策等を追記しました。

本マニュアルについて、地方公共団体の衛生主管部局にも共有していただくようお願いします。

事 務 連 絡

令和3年4月28日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について

この度、令和2年5月22日に発出した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」を改訂しましたので、お知らせします。

主な改訂箇所は、別紙のとおりとなります。

本マニュアルは、令和3年4月15日時点での最新の知見に基づき改訂したものであり、新たな情報や知見が得られた場合には、見直しを行うことを予定しています。

あわせて、本マニュアルについては、地方公共団体の衛生主管部局にも共有していただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いします。

< 本件連絡先 >

文部科学省:03 - 5253 - 4111(代表)

- 下記以外の保健指導・衛生管理に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918・2976)
- 身体的距離の確保にかかる人的体制の確保に関すること
 - ・公立学校について 初等中等教育局 財務課(内3704)
 - ・私立学校について 高等教育局私学部 私学行政課(内2533)
 - ・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)
- 障害のある児童生徒等に関すること
初等中等教育局 特別支援教育課(内3193)
- 教職員の勤務に関すること
 - ・公立学校について 初等中等教育局 初等中等教育企画課(内2588)
 - ・私立学校について 高等教育局 私学部 私学行政課(内2533)
 - ・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)
- 各教科の指導に関すること
 - ・下記以外 初等中等教育局 教育課程課(内2565)
 - ・体育・保健体育 スポーツ庁 政策課(内2674)
 - ・音楽・図画工作等 文化庁 参事官(芸術文化担当)(内3163)
- 部活動に関すること
スポーツ庁 政策課(内3777)
文化庁 参事官(芸術文化担当)(内2832)
- 修学旅行等に関すること
 - ・修学旅行について 初等中等教育局 児童生徒課(内2389)
 - ・遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事について
初等中等教育局 教育課程課(内2903)
- 学校給食に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2694)
- 学校図書館に関すること
総合教育政策局 地域学習推進課(内3717)
- 幼稚園における指導に関すること
初等中等教育局 幼児教育課(内2376)

学校衛生管理マニュアル（Ver.6）の主な改訂箇所について

1．感染状況のデータ及び分析結果の更新

児童生徒や教職員等の感染状況について、4月15日までに文部科学省に報告のあったデータや厚生労働省等が公表した情報を基に分析し、結果を更新。

- ・児童生徒の感染状況について、各学校種の感染経路の傾向に大きな変化は見られない
（小・中学校は「家庭内感染」が最多、高校生は「感染経路不明」が比較的高い割合）
- ・教職員の感染状況について、従来と同様に、「感染経路不明」が最多
- ・5人以上の複数感染者の発生率は、従来と同様に、高校で高い
- ・10人以上の感染事例を分析すると、従来と同様に、高校の部活動が関係した事例が多い

2．変異株に係る知見及び対策の追記

変異株の罹患率や対策について、最新の知見を踏まえて追記。

- ・従来よりも感染しやすい可能性がある変異株（N501Y）は、子供が大人より感染しやすいということではなく、どの年齢であっても感染しやすい可能性がある
- ・従来株と比較すると、変異株の子供への感染力は強い可能性がある
- ・現段階では、15歳未満で明らかな感染拡大の傾向は見られない
- ・変異株への対策については、従来株と同様に、3密の回避、マスク着用、手洗いなどの基本的な感染症対策を推奨

3．消毒の合理化

大勢がよく手を触れる箇所の1日1回の清掃・消毒について、教員の負担軽減の観点から、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合は省略できる旨を追記。

4．感染症対応や出席停止等に当たっての配慮事項の追記

児童生徒等の心のケア、教職員のメンタルヘルス対策、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するICT活用等による学習指導などを追記。（ ）

5．地域の感染レベルに応じた活動場面ごとの感染症対策の追記

緊急事態宣言対象区域における部活動をはじめとする教育活動の留意事項（ ）を追記。また、まん延防止等重点措置区域については、学校設置者が該当レベルを判断し、レベルに応じた教育活動を行うことを明記。

6．臨時休業の判断に係る基本的な考え方の追記

感染不安などを理由に学校の臨時休業を求める声上がる中でも、地域一斉の臨時休業については、学びの保障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があること等を明記。

（ ）衛生管理マニュアル Ver.5（令和2年12月3日）以後に発出した関連通知の内容を反映。